

健康保険について

Q

今月期間満了で離職するが、会社から任意継続するか聞かれたが、任意継続とはどういうものか。



社労士

任意継続とは、健康保険を継続することができる制度で、保険料は現在控除されている保険料の倍額になる。継続するかどうかは、国民健康保険に切り替えた場合の保険料額と比較してから決めた方が良い。ただし、保険料には上限があり、退職時の標準月額報酬が 32 万円を超えていた場合は、32 万円の標準報酬月額により算出された保険料となる。

Q

作業中に足首を捻り労災保険の休業補償給付を受けたが、退職したら休業補償給付は受けられるのか。



社労士

休業補償給付の請求の場合、事業主の証明印を押印しているが、退職をしていても医師の証明欄に労務不能の証明があれば休業補償給付の請求ができる。

Q

今年の 5 月 9 日から勤務していたが、持病が出たため退職したら任意継続はできるのか。



社労士

任意継続の要件として資格喪失日の前日まで継続して 2 か月以上の被保険者期間が必要とされているので、6 月に退職した場合は継続することができない。

Q

5 月 1 日から臨時的に働いていたが、連休明けに任意継続の保険料を納めた後に 5 月 1 日から雇用すると言われた。納めてしまった保険料は返金されるのか。



社労士

資格取得と保険料の納付の確認後に返金の手続きに必要な請求申請書が送られてくる。

Q

退職時に任意継続をしなかったが今からでも入れるのか。



社労士

健康保険任意継続は退職後 20 日以内に手続きをすれば加入できる。ただ、保険料は勤務時に控除されていた保険料の倍額になるため、国民健康保険の保険料と比較して決めた方が良い。

Q

今まで期間満了で退職した際、任意継続をしていたが、今回は任意継続をしても意味がないと言われた。



社労士

年齢を聞いたところ、1 月に 75 歳になるので手続きをしても任意継続の保険証が届く前に 75 歳の後期高齢者の健康保険になってしまう。12 月分の保険料をただ払うだけになって継続しても意味がないということではないか。

Q

現在、休業補償給付を受けて休んでいて社会保険を掛けてもらっているが、退職の場合と任意継続をした場合の保険料はどれくらいになるか。



社労士

任意継続の保険料は、現在控除されている保険料の金額の倍額となる。国民健康保険の金額を確認してどちらにするか判断するのが良い。

Q 同一月に資格取得と資格喪失をした場合の保険料について



本来、退職日の属する月の保険料は引かれないものだが、資格取得と同一月の資格喪失の場合は保険料を引くこととなっている。

Q 内縁の妻を健康保険の被扶養者にすることはできるのか知りたい。



内縁の妻を被扶養者にするのは可能であるが、民生委員等の証明や所得の証明などが必要である。

Q 離婚により別居していた子供と同居することになったが被扶養者の申請に必要な書類が知りたい。



扶養関係及び扶養開始日を確認する意味で、世帯全員の住民票または戸籍抄本、学生ということなので在学証明書又は学生証のコピーが必要。

Q 別居生活をしている母が仕事を辞めたので自分の健康保険被扶養者にすることはできるか。



別居している対象者の場合は、年収が 130 万円 (60 歳以上・障害者は 180 万円) 未満で、しかもその額が被保険者からの仕送りより少なくなければならない。また、失業給付等も年収の対象となるので仕送り金額を確認できる書類等が必要になる。結果として、所得金額が確認できる書類を用意したうえで判断するしかない。

Q 4 月より建設会社に季節雇用されるが、健康保険の被扶養者に 25 歳と 21 歳の子供を入れることができるか。



健康保険の被扶養者にする場合は、同一世帯で対象者の年収が 130 万円未満で、かつ被保険者の年収の 2 分の 1 未満であることが要件となっているので、役場で所得証明書をとり所得の確認をすることで被扶養者にすることは可能である。

Q 社会保険に加入したが、今月末で期間満了で退職する。健康保険・年金はどのようにしたら良いか。



社会保険資格喪失は、国民健康保険にするか、任意継続するのどちらかに加入しなければならない。任意継続の場合は、控除されていた健康保険料の倍額になるので役場で国民健康保険の金額を聞いて決定してはどうか。

年金については、国民年金に加入しなければならないので役場でその手続きをすること。

Q 社会保険適用事業所に勤務していたが自己都合で退職したので夫の被扶養者になれるか。



ご主人の会社に離職票の写しと 60 歳以下であれば年金手帳（基礎年金番号）の写しを提出。年間所得が 130 万円以下であれば被扶養者になることはできる。

Q

現在建設会社のパート事務員として働いているが、7月1日より社会保険に加入すると言われたが夫の扶養となっているためどうしたらよいか。



社労士

パート従業員の社会保険加入要件として①勤務日数で判断するところがあり、一般従業員の4分の3以上という目安がある。①で一般従業員の週平均労働時間が40時間であれば、週30時間以上は該当し、②で一般従業員の1ヶ月の労働日数の4分の3以上であれば該当する。①と②の要件を満たさなければ加入できないことになるので労働条件について会社と話し合ってみたらどうか。

Q

会社から社会保険に加入する旨の話があったが、月の保険料はどれくらいになるのか。



社労士

目安ではあるが、40歳までは支給額の14.305%、40歳以上65歳未満は15.1%が保険料になる。(令和7年度現在)しかし社会保険に加入することにより、配偶者が3号被保険者となるので国民年金保険料を納付しなくてもよくなる。また、私病により休んだ場合は、4日目から傷病手当金の請求もできる。

Q

健康保険任意継続の保険料はどのくらいになるのか。



社労士

健康保険任意継続の保険料は、現在給与より控除されている金額の倍額になる。国民健康保険料の金額を聞いて国民健康保険の方が高ければ1年間任意継続をして、その後国民健康保険に切り替える方もいる。※ただし保険料には上限があり、退職時の標準報酬月額が32万円を超えていた場合は、32万円の標準報酬月額により算出した保険料となります。(R7年3月分までは30万円)